

宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本プロポーザル実施要領は、宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により最も的確な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税相当含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後は除く。）でないこと。
- (3) 国、地方公共団体等からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (7) 過去5年間に、地方公共団体等との間において、地域公共交通計画策定支援業務又はそれに類する業務を受託し、かつ当該業務を滞りなく実施・完了した実績を有していること。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和8年3月5日（木）	市公式ウェブサイトに掲載
質問の受付期限	令和8年3月11日（水） 午後5時まで	電子メールにより提出
質問に対する回答	令和8年3月13日（金）	市公式ウェブサイトに掲載
参加表明書提出期限	令和8年3月18日（水） 午後5時まで	電子メールにより提出
参加資格審査結果通知	令和8年3月23日（月）	電子メールにより通知
企画提案書提出期限	令和8年4月3日（金） 午後5時まで	持参又は郵送により提出
プレゼンテーション	令和8年4月上旬から 中旬予定	日程等は提案者に別途通知
審査結果の通知	令和8年4月中旬から 下旬予定	電子メールにより通知
契約締結	地域公共交通調査等事業補助金の交付決定後	

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和8年3月11日（水）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式1）により、本要領第12項の事務局に受付期限までに電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。また、電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。

(2) 質問の回答

ア 回答期日

令和8年3月13日（金）

イ 回答方法

市公式ウェブサイトに掲載することとし、個別の回答は行わない。ただし、業務上の機密事項に関する質問の回答については、この限りでない。

6 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明届（様式2）
- イ 事業者（会社）概要（様式3）
- ウ 登記事項証明書
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- オ 業務実績書（様式5）

本市または他自治体での類似業務の実績（再委託による実績を含む。）を記入すること。

（留意事項）証明書についてはすべて写し可、発行から3か月以内のものとする。

(2) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

本要領第12項の事務局に提出期限までに電子メールにて提出すること。

（電子メール以外の方法による提出は受け付けない。）

また、電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。

なお、電子メールの添付ファイルのサイズが10MBを超える場合は、添付ファイルを分割する等の方法により提出すること。

7 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和8年3月23日（月）に電子メールにて審査結果を通知する。

8 提案書類の提出

前項の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式任意）

表紙、目次等を含めA4判20ページ以内とすること（必要に応じてA3判の使用も可とするが、A4判2ページ分としてカウントする）。

仕様書を確認の上、支援業務の内容、業務実施スケジュール等について具体的で分かりやすく提案し、記載すること。

- イ 参考見積書（任意様式）

具体的な積算内容がわかるように内訳書を添付すること。

見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、本要領第2項第4号の提案上限額以内の金額とすること。

ウ 業務実施体制調書（様式6）

本業務を担当する業務責任者、担当者について、担当する業務内容等を記載すること。

エ 業務責任者調書（様式7）

業務実施体制調書に記載したうち、業務責任者について作成すること。

(2) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和8年4月3日（金）午後5時までに必着のこと。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から12時、13時から16時30分までの間とする。

(3) 提出先

本要領第12項の事務局へ提出

(4) 提出部数

正本1部、副本5部

9 最優秀提案者の選定

宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査にて総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定する。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(1) プレゼンテーション

ア 日時・場所 提案者に別途通知

イ 持ち時間等 30分（説明15分、質疑応答15分）

ウ 説明 出席者は1者3名までとし、提出した提案書類に沿って説明すること。追加資料の使用は認めないが、提案書の要約である説明用スライドの投影は認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

エ 説明者 説明は、業務実施体制調書に記載された業務責任者または担当者が行うこと。

(2) 選考審査基準

評価項目	評価内容	配点
業務実績	・地域公共交通計画策定支援業務又はそれに類する業務を実施・完了した実績があり、企画力、専門性、独創性を活かした成果を上げているか。	5点
業務実施体制	・本業務を確実に遂行するための、実施体制・業務責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。 ・業務責任者は、本業務に適した経験や資格を有しているか。	10点
実施手順及びスケジュール	・実施手順及びスケジュールが、適切かつ現実的であるか。	5点
業務の理解度	・本業務の目的、内容について十分に理解しているか。	10点
現況調査	・調査項目や調査手法、分析手法が具体的に示されているか。またその内容は、次期計画策定の方向性や、あり方について整理できる内容となっているか。	20点
計画策定の考え方	・次期計画案の策定に必要な視点や考え方が的確であり、地域の特性や類似事例を踏まえた具体的な検討手法が示されているか。	20点
提案の実効性、実現性	・提案内容に説得力があり、実効性、実現性があるか。	20点
見積書	見積金額	10点
合計		100点

(3) 受託候補者の決定

各審査員の評価点の合計を審査委員の数で除した総合評価点数が6割以上（60点以上）を得た者の中で、総合評価点の最も高い事業者を第1優先交渉権者とする。なお、総合評価点が高点で優劣がつかないときは、見積価格の低い事業者を第1優先交渉権者とする。

(4) 選定結果の通知

審査の結果は、委員会終了後参加者全員へ通知する。なお、受託候補者として選定されなかった者は、通知日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、理由の説明を求められることができる。

(5) その他

総合評価点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

10 契約の締結

(1) 第1優先交渉権者と本業務委託の契約締結交渉を行うものとする。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定しているが、協議調整の上、決定する。

この場合に、市は必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

(2) 第1優先交渉権者と協議が整わない場合や、第1優先交渉権者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点交渉権者と契約締結の交渉を行うものとする。

(3) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

(4) 契約保証金については、宇部市財務規則（昭和44年宇部市規則第4号）第98条第1項6の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第99条の規定に該当する場合は、免除等することがある。

11 留意事項

(1) 提案募集に参加する場合は、本業務委託プロポーザル実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査等に関する異議は受け付けない。

(3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 企画提案書は1者につき1案とする。

(6) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではない。

(7) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本法定通貨に限る。

(8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(9) 他の応募者から提出される企画提案書等は閲覧できない。

(10) 提出された書類は一切返却しない。

(11) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

(12) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

- (13) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (14) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（様式8）により申し出ること。
- (15) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、契約の締結は、令和8年度予算が成立することを条件とする。

12 事務局（問合せ先及び提出先）

宇部市公共交通協議会 事務局

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 都市政策部 交通政策課

担当：和田

TEL：0836-34-8831

FAX：0836-22-6049

Mail:kotsu@city.ube.yamaguchi.jp